東郷村報

第162号

昭和40年3月26日
発行所
宮崎県東旧杵郡
東郷村役場

3月定例村議会特集

昭和四十年度 予算案提案に当って

村長　黒木松美

本日こゝに昭和四十年度当初予算及びその他の案件をご審議いただく今期村議会の開催にあたり、先づ私が村長就任以来十ケ年にわたる皆様方の熱情あふれる村政進展への御協力を得たいと思う次第であります。

さて、かえりみますと私は昭和三十年五月村長就任以来十ケ年の長きに亘って村政の発展に微力ながらも最大の努力を払い、飛躍的に向上して参りましたわが国、経済の変動に対応すべく、民主主義の基本理念を尊重し「地方自治の伸長と躍進村政の展開」を基調と致しまして積極健全財政を つらぬき村民の意志を反映した、しかも社会の推移に即応した村政の確立を柱として常に私の村政執行の五つの重点施策である。農林業の振興と近代化の確立、教育の振興と施設の充実、村道及産業道路の整備強化社会福祉の向上と労働対策の充実、村有財産の適正なる管理と育成等の早期実現を期する様、常に思いを新たにして強い決意の下に、積極的な施策の推進に全力を傾けて村民の皆様と共に村政の進展に邁進して参ったのでありますが、今こゝに立って過去を反省して見ますとき、その実績の余りにも小さいのに驚きますと共に現在の社会のしくみの中に於ける農村問題の解決が如何に困難なものであるかが痛感される次第であります。

私は本年度に於ても、従来、採って参りました村政の方針を更に明確にすることに努力するは論をまつまでもないのでありますが、特に次の事項について一層の努力を払う決意を致している次第であります。

その第一は農業構造改善事業の実施であります。申上る迄もなく本村の如き農山村に於ては農林業の振興如何んが村政発展の上に直接な関係があり、農林業の発展なくして村政の発展は考えられないと言っても過言でないのであります。従って先輩各位が永年に渉ってこれが振興に努力せられ私も又就任以来、このことについて常に創意工夫、努力を重ねて来たのでありますが、依然として取残されているのが本村農林業の実情であることは全く残念に堪えません。特に最近に於ける日本経済の驚異的発展の結果としてその一方には地域的に産業別に著しい所得の格差を生じ、就中、農林業と他産業との経済格差は月を重ね年を経るに従って益々拡大の傾向にありまして今後、全国的に重大なる政策的課題として極めて早急、且こう久的対策の必要が痛感される現状であります。御承知の様に、国に於てはこの問題解決に強い対策の方向が樹立されまして昭和三十五年に農業基本法が制定され、引続き三十八年には林業基本法の制定を見まして農林業の構造及経営改善に必要な制度化がなされる等、一応農林業に対する国の体制が確立される一方、低開発地域の開発促進の気運が全国的に高まりつゝありますことは誠に慶びに堪えない処であります。又県政に於ても積極的に然も意慾的にこれ等の問題解決の対策が打出されつゝありますので私はこの際本村の主要中心産業である農業の方向と基本対策を樹立すべきであると思考致しまして昭和三十七年末以来この問題の調査研究に国や県の関係係官を初め村内各有志の協力と指導を受けながら関係職員と共に努力して参ったのでありますが漸くにしてその結論をまとめることが出来ました。即、養蚕、かんきつ（みかん）栗の三品目を本村農業の基幹作目に畜産、椎茸、米の三品目を補充作目に決定し寺迫部落にみかん、田野部落に栗、鶴之内部落に養蚕の構造改善事業を今後三ケ年に亘って約一億二千万円を投入することゝして事業を推進し以て本村農業の方向づけをしたい所存であります。

第二は新産業都市指定に伴う本村の建設計画の方向づけに努力します。私共が多年に渉って政府に要望して参りました日向、延岡地区の新産都市指定は昨三十九年二月二日二市一町五村を区域として指定せられ、その後、建設計画も昨年の十二月承認の運びとなり本年度に於て約百二十億万円の事業実施が政府に強く要請されている状態であります。

日向、延岡地区新産都市建設計画に基く各種事業の実施につきましては今後幾多の問題や困難が予想されますけれども本地域に対する国や県の施策の方向は漸次、強力なる政策実施の方向が打出され又本事業に対する本県々民の態度や感じ方等も県民全体の問題として深く認識せられて参りまして指定地域内の各市町村が大同団結して本件に対する真剣な態度と強力なる推進体制が強く要請されつゝある現状であります。尚政治や経済や交通等の発達に伴い広域経済、広域行政の方向が国政として或は県政として、その実現が要請せられつゝありますので本地域に於ても関係市町村協議のもとに、新産都市建設協議会の発足を見た処であります。勿論この協議会は新産都市建設に関連して起り得ると予想せられる諸問題の調整を目的として設置せられたのでありまして、広域行政や広域経済の問題とは直接の関係はないのでありますが建設途上に於ける問題の調整を円滑に処理する為にはそれと併行して広域行政経済の問題も検討協議せざるを得ない実情が起り得るものと思うとき、新産都市建設計画の進捗の状況を配慮しながらそれに対応出来得る本村の建設計画や本村の将来の方向を着実に而も積極的な態度を以て進めて行くことは本村の将来或は本村住民の福祉の上に大きい問題であり私共に課せられた重要課題でありますので本件の進め方については真剣、且新たなる決意を以て努力する所存であります。

第三は村内経済団体の育成強化、促進の問題であります。村内に於ける経済団体は御承知の通り二ツの農協と森林組合、共済組合、商工会等でありますが、そのいずれの団体を見ましても、その殆どが組合設立の目的に添って活潑なる運営を為すには相当の困難が伴う現状にあることは皆さん御承知の通りであります。村内経済団体の発展如何は地域住民の生活に深い関係のあることは異論のないところでありますが就中農協と森組とは本村の中心産業である農林業の中心をなすものでありまして、この組合の運営如何は本村の農林業の振興に直接、大きい影響があるのは勿論村政発展の上にも大きい関係がありますことは今更言うまでもないことであります。従いましてこれ等団体の育成強化の問題につきましては従来村議会の御理解ある御指導と協力を頂きまして常に努力を重ねて参りましたつもりでありますが過去に於ける色々な問題との関連もありまして現状は必ずしも健全な歩みをしているとは言えないと思うのであります。斯る組合運営の中にありまして一方に於ては御承知の通り農林業の近代化や経営の拡大化の問題が打出されまして本村に於きましても前述の通り本年度より農業構造改善事業を実施すると共に近き将来に於て林業構造改善事業を実施する計画を持っているのであります。農業及林業の構造改善事業の実施に当ってはもとより周到綿密な計画の樹立を必要とすることは勿論でありますが、ぼう大な資金を必要と致しますのでこれが関係金融機関の受入体制の整備強化が強調され又問題となるのであります。斯る観点に立って考えますとき本村に於ける各関係の経済団体は必ずしも国や県或は関係金融諸機関の要望に合致し得る団体の状態ではないと思うのであります

村内の経済団体が斯る状況にありますことは延いては農林業者に対する国県の施策に本村内の農林業者がその恩恵に浴することが出来なくなるばかりでなく現在計画を樹立しています、農業改善事業も実施を中止するの已むなきに立ち至ることが予想されますので村内の経済団体の育成強化については特に本年は議会や関係者の指導や協力を得て努力する覚悟であります。

その他農村の後継者養成の問題、出稼対策の問題、民主団体育成の問題、青少年の健全な育成問題等々重要案件は山積していますが私はそのいずれの案件についても議会を初め関係機関や村民各位の力強い御指導と御協力をいただきまして総親和の体勢を確立し又国政や県政の方向を充分考慮して新たな制度を最大限に活用する事に努め、それぞれの目的達成に努力して村政全般の円滑な執行と発展に最大の努力をする覚悟であります。

次に提案致しています議案について順を追って簡単に御説明申上ます。

先づ議案第七号　東郷村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申上ます。

本村職員の定数は現在事務吏員四十一人、技術吏員二十五人、その他の吏員十二人、計七十八人に対し現在事務吏員四十一人、技術吏員二十一人、その他の吏員六人、計六十八人で職務の執行を致していますが本年度に於て養護老人ホームの設置をすることにより七人の職員を必要としますので、その中事務吏員五人の定数を増加することゝし計八十三人の定数に改め四月一日より実施せんとするものであります。尚、養護老人ホーム職員の給料は全額国庫負担で支払うことゝなりますので御参考迄に申し添えます。

次に議案第八号　東郷村教育委員会事務局職員等定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申上ます。

本村教育委員会の職員は事務局職員六人、その他の職員十四人（小使さん八人給食婦六人）計二十人でありますが本年中に於て東郷小学校及福瀬小学校に給食を実施するため、これに従事する職員五人を必要と致しますので条例の第二条第二号の中のその他の職員十四人とあるを十九人に改め四月一日から施行せんとするものであります。

次に議案第九号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申上ます

一般職の職員の給与については去る二月開催致しました臨時村議会に於て、国家公務員の給与に対する人事院、勧告の示す基準や自治省及県当局の指示された基準に従って改訂を実施致したのでありますが本村職員の給与体系とその実態から考え又その他諸般の事情から勘案致しますとき此の際、制度の合理化と併せて規定の整備を図る必要がありますので更に次の通り改正せんとするものであります。即ち給料表を一般行政職給料表と医療職給料表の二本だてとし夫々の給料表の職務の等級を三等級より四等級に改め第八条の改正については四月一日から施行せんとするものであります。

尚、今回の職員の給与に関する条例の改訂は二月に行いました給与改正の際、当然考えられた問題でありましたが之を同時に改定する時は、その事務的処理も極めて複雑であり同時提案が困難でありましたので旬日を出でずしての改正提案で恐縮でありますがよろしく御審議の程願上ます。特にこの条例を実施する事になりますと職務の等級を三等級より四等級に変更した為に一部上部の職員に於ては現在の等級及号級、月額に合致するものがないので夫々必要な措置を講ずる必要が生じて来ますが、これ等の実施に関する必要な事項は任命権者である村長が定めて円滑な給与改正を実施致し度いと思いますので併せて御了承をお願い申上ます。

次に議案第十号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申上ます。

本村の特別職の職員で非常勤の者、即ち村議会議員を初め各種委員、及区長、組合長、消防団員等の報酬は議会議員及消防団幹部を除いては昭和三十八年三月の定例村議会に於て改正されたまゝ今日に致っているのでありますが、その後に管理職手当を明確にするため条文の一部改正を行うと共に第十一条中に国民健康保険直営診療所とあるを国民健康保険病院に改め、又旅費に関する条例の別表中の職名の欄を夫々の給料表に合致する様改めんとし、第十一条第一項第二号の改正即ち国民健康保険病院の改正については公布の日から、その他の

（以下二面に続く）

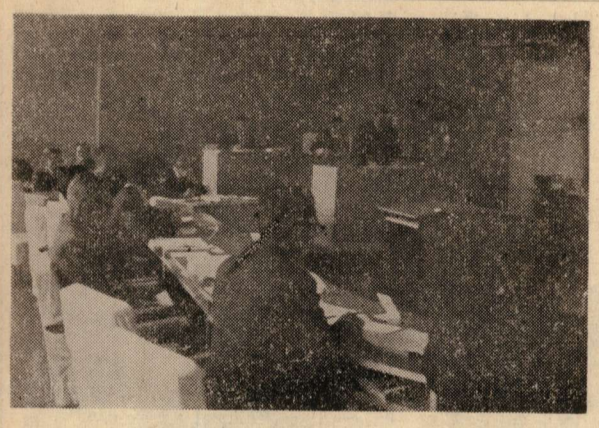

三月定例村議会寸景

昭和40年度東郷村一般会計予算

才入 款	金額 千円	才出 款	金額 千円
村税	22.310	議会費	4.669
地方交付税	52.100	総務費	22.047
分担金及負担金	768	民生費	26.259
使用料及手数料	1.782	衛生費	3.882
国庫支出金	17.183	労働費	7.091
県支出金	6.754	農林水産業費	22.133
財産収入	8.496	商工費	336
寄付金	3.822	土木費	17.708
繰越金	25.000	消防費	3.530
諸収入	3.309	教育費	38.138
村債	15.800	災害復旧費	4.122
		公債費	6.909
		予備費	500
合計	157.324	合計	157.324

昭和40年度東郷村国民健康保険特別会計予算

才入 款	金額 千円	才出 款	金額 千円
国民健康保険税	8.437	総務費	2.851
使用料及手数料	20	保険給付金	22.092
国庫支出金	15.265	保険施設費	1.145
県支出金	10	基金積立金	271
財産収入	286	予備費	50
繰越金	2.300		
諸収入	91		
合計	26.409	合計	26.409

於ける社会情勢の推移とその他諸種の事情により改定の必要に迫まられているものがありますので近接町村に於けるこれ等状況と均衡等を勘案しながら条例中の別記第一号表を別表の通り改正して四月一日より実施せんとするものであります。

次に議案第十一号　東郷村税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申上ます。

本村に於ける税条例は国の減税方針と公平なる課税法式の確立に基く地方税法の改正に伴い殆ど毎年改正に改正を加えて来た処でありますが今回更に村民税の負担の軽減を図るため地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い村税条例についてもこれを改正する必要が生じましたのでその一部を改正せんとするものであります。

今回の条例改正の要点は課税方式が全国一律に本文法式に統一課税せられることによって所得控除の拡大がなされる点であります。従って条文の改正も所得の計算方法や所得控除、税額控除に関係のある条文の改正が主でありましてこの条例の実施に伴い本村の村民税は昨年度に比較して約六十六万円の減税となりますがこの減税分については別途の通り国が臨時減税補てん債として借金を認め措置することが決定されている次第であります。尚、改正条例は公布の日から施行し昭和四十年度分の村税から実施するものであります。

次に議案第十二号　東郷村国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申上ます。

本村に於ての国民年金印紙の購入及び売さばきの方法は拠出制国民年金制度の開設された昭和三十六年四月より同三十八年度迄は一般会計予算に印紙買上金支出として金三百万円宛を計上し、売上金は雑入金として同額を受入れ運用して来たのでありますがこの資金運用の方法については夫々の指導機関に於て異論がありましたので昭和三十九年度に於ては国民年金印紙等の事務を担当する延岡社会保険出張所と協議した結果、印紙代の延納特約申請を致しまして第一回の印紙代三十七万円を借入れ会計に於てはこれを雑部金扱いとして運用して参ったのでありますが今回各指導機関に於て今後に於ける国民年金印紙の運用及管理に関する事務を円滑かつ効率的に行なうためには国民年金印紙購入基金を設置して運用管理することが最も適切であるとの結論と意見の一致を見まして基金設置が強く要請されていますので、こゝに東郷村国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を新しく制定して昭和四十年四月一日から施行せんとするものであります。

次に議案第十三号　東郷村養護老人ホーム設置条例の制定について御説明申し上げます。

戦後に於ける日本国憲法を初め各種法律の根本的な改廃と、日本経済の驚異的な発展の結果として、その一方には地域的に産業別に或は階層間に著しい所得の格差を生じ特に働く能力に乏しい老人の生活は年を経るにしたがって漸次貧困の度合を強く打出しつゝある現況にあります。現在本村内の生活保護世帯は八十五世帯でありますがその中の三十一世帯は老人世帯であり又養護世帯即ちボーダーライン世帯約一五〇世帯もその大半が老人世帯でありましてこの中、早急に養護施設に入所を必要とする者が十二名、近き将来入所の措置を必要とする者が二十九名もあり、又郡内各町村の老人世帯の実態は本村の実態と大差なく郡内に凡そ八十名程度の措置を必要とする老人のあることが予想される状況であります。尚本村からは既に門川、日向高鍋の養護老人ホームに十五名の老人を委託入所させていますが更に今後、相当数の入所を必要とする該当老人の出て来ることが想定されますので、これ等の老人の心身と健康保持及将来の生活の安定を図ると共にこれらの恵まれない老人の福祉を図り度いと考え、郡内各村長とも協議打合せの結果、本村に東郷村養護老人ホームの建設をすることゝして之に必要な条例を制定して四月一日より施行せんとするものであります。

次に議案第十四号　公民館の設置及び管理等に関する条例の制定について御説明申上ます。

本村公民館の設置及び運営に関する現行条例は、社会教育法制定前である昭和二十三年に文部省通達に従って制定されたものでありまして当時は中央公民館もなかったので現行の条例は本村の今日に於ける公民館運営の実情に合致しない点が多く又過去に於ける公民館運営の経験に鑑み現行条例はこれを廃止して新たに公民館の設置及び管理等に関する条例を制定せんとするものであります。

今回の条例では中央公民館の設置場所が決定されている他各部落に設置されていた十一の分館を部落公民館として中央公民館に併設し、その名称及設置場所並にその事業の対象区域を指定したことであります。このことは本村の公民館活動の実情と将来を充二分に考慮した結果でありまして、社会教育法の示す公民館の運営の方針とは幾分異なった方法を採ったのでありますが、そのことが本条例の特色と言ってもよいのではないかと思うのであります尚、詳部に渉っての必要な事項については教育委員会の規則で定めることゝして公布の日から施行せんとするものであります。

次に議案第十五号　廃止条例の制定について御説明申上ます。

明治四十二年条例第二号救荒預金蓄積条例の内容を見ますと毎年五十円宛五百円に達する迄剰余金を生じたときは貯金をして万一の場合の救荒預金とすることが決められていますがこの条例は現時代の実情に即しない条例となり又その他廃止せんとする三つの条例は関係法律の改廃若しくは施行期間の限定等によってその効力を失っていますので当然条例の廃止をすべきであると考えられますのでこれを公布の日から廃止する条例の制定をせんとするものであります。

次に議案第十六号　昭和四十年度東郷村一般会計予算について御説明申上げます。

昭和四十年度東郷村の一般会計予算は歳入歳出共にその総額は一億五千七百三十二万四千円でありまして之を三十九年度当初予算と比較致しますと四千九万円多く現計予算と比較しても尚二千六百八万四千円多く本村初まって以来のほう大な予算となった次第であります。

私は村長就任以来健全財政の方針を維持しながら施策の積極化を期することに努める他、事業効果の高度発揮を狙い本村自治行政の伸長と躍進する村政の展開を基調と致しまして毎年度に施策の重点目標を定めて村政の方向づけに努めて来たのでありますが、漸次一応の方向と実績を見出すに至りましたので四十年度予算の編成に於ても従来の方向に従い更に現段階の諸情勢にマッチした施策を可能な限り意慾的に取上ることに努力致したのでありますが四十年度村財政の見通しはこゝ数年来に比べて非常に条件がきびしく当局の見込得る財源に就ては出来る丈計上したにもかゝわらず一般会計及特別会計ともに財源に乏しく限られた財源を以ては各事業に必要な十分なる予算の計上が許されないので経常的、管理的経費は出来得る限り之を節減し事業費の重点的、効率的使用を充分考慮して事業推進に必要な最低限度の予算を計上致しました。更に私は健全なる財政の運用と必要なる経費の確保のために適格なる財源の把握に努めどうしても不足する財源については村有財産（立木）の処分による収入或は制度金融等の低利資金の借入をなし歳入歳出の均衡を保ち予算の編成を致した次第であります。

尚、才入才出予算の詳細については別途お手許に昭和四十年度才入才出予算の説明書に詳しく説明が加えられていますので私からの詳しい説明はこの場合遠慮致しますが本年度予算が三十九年度予算に比較して増大した主なるものについて若干説明を加え度いと思います。

先づ才入予算から申上ます　地方交付税に於て九百万円の増収を見込んでいますが本年度予算額五千二百十万円は三十九年度交付税の実績とほぼ同額でありまして予算額の収入は確実と見て才入に計上致しました次に国庫支出金及県支出金に於て合計九百六十四万三千円の増加を見込んでいますがこれは養護老人ホームの建設による国及県の負担金の増加分が主なるものであります。次に繰越金に於て例年に見ない大巾な金額二千万円の増加を見込んでいますが、これは三十九年度に於て営林局の計画により本村の予算額を大きく上廻る官行造林地の立木処分がなされた結果による繰越金でありまして実際は立木処分代金であります。村債に於ては三十九年度予算を遙かに上廻り、これ又、近年にない大巾な村債一千五百八十万円を計上致しましたがこの内訳は別途説明の通り村民税の臨時減税補てん債として八十万円、養ご老人ホーム建設事業資金として三百万円、村有林整備事業費として三百万円、橋梁改良費として四百万円、東郷中学屋内体操場建築事業資金として五百万円を借入ることゝしたためであります。村債の大巾な借入れは現段階に於ける見通しとしては種々困難が予想されますけれども、今後最大の努力を致しまして之が確保を期する覚悟であります。

次に歳出について説明を致します

歳出予算の全体に於ていえますことは人件費の増大でありまして三十九年度人件費予算に対し約九百万円程度の増加であります。次に民生費に於ける約二千万円の増加は新規事業である養護老人ホームの建設費約一千七百六十五万円と国民年金印紙購入基金への繰出金五十万円の増加及病院会計への繰出金が百万円増加した結果であります。次に教育費に於て約一千五百万円の増加を見ていますがこれは東郷中学校の屋体建設費及東郷小学校並に福瀬小学校の給食室工事費や越表小取付道路工事費等の増加のためであります。特にこの際、付加えて置きたいことは本年度内に於て村内小学校二校に対する給食開始を認めていただくことは種々困難があるものと予想されましたので県教委に交渉の場合、東郷小の給食室は現在の調理室を改善使用することゝして交渉を進め又予算の組み方も改修使用することゝして計上したのでありますが最近に於ては県教委に於ても本村の実情を理解していただき建設補助を一〇〇%付けていただく方向に変りつゝありますので、この交渉が完全に成功した場合は東郷小学校の給食室を新しく建設することゝしても村費負担については何等の変更はないので予算の追加更生をして事業の執行を致す計画でありますので御了承の程を願います。

以上が一般会計の予算の大要でありますが次に特別会計について概要の説明を致します。

先づ事業勘定について申上ます　本予算についても詳しい内容については別途予算事項説明書に明記されてありますのでその概要について申上ます。本予算の才入才出予算の総額は二千六百四十万円でありまして三十九年度の当初予算に比べますと約七百五十五万円の増加を示していますが、この重な原因は既に御承知の様に才出に於ては本年の一月一日より被保険者全員に対する七割給付制度の平年化による保険給付費の増加六百八十七万円と人件費の増五十二万円、保険施設費約二十万円の増加によるものであります。この歳出の増加に見合う歳入としては国民健康保険税に於て三十九年度予算よりも約二百三十万円の増税を断行する他、七割給付実施等に伴う国庫支出金の増加約五百四十五万円を見込んで予算を計上して才入才出の均衡をとって予算の編成を致しました次第であります。

最近に於ける一般の課税の方向は逐年減税の方向を辿りつゝある中に於て独り保険税のみが毎年増税の一途を辿りつゝありますことは相互扶助制度の強化整備のため必要已むを得ざる措置とは一応考えられますけれども村民の経済力、被保険者世帯の担税力等を考慮し特に応益分担の課税方式による低所得者の負担力を思うとき出来る限りの税負担による増収をおさえて参りましたが現行制度の下に於ては昨年度の一世帯平均四、六八八円を一、三三三円を上廻る一世帯平均六千二十一円の税負担を徴収せざるを得ない結果と相成った次第であります。もとより本制度の改正については現在中央の各関係機関に於て夫々検討研究中でありましてこれが大巾な改正を要望するものでありますが、一応現行制度による見込まれる才入才出の必要額を計上致しました。

次に施設勘定会計即ち病院会計について説明を致します

本会計予算の才入才出予算の総額はいずれも一千七百八十一万七千円でありまして三十九年度予算に比較致しますと約四百万円の増加を見ていますが才出予算の増加はその一部が往診用自動車の買替及医薬代の増加によるもので、大部分は人件費の増加に因る支出の増でありまして人件費の総体予算に占める割合は五〇、八%を占めている実情であります。御承知の様に病院の経営は人件費を診療収入合計の四十五%以下におさえなければ成立たないと言われていますが本村の場合その割合は六一、四%になっていることから考えますと東郷病院の経営が如何に困難であるかが窺われると思うのであります。病院経営の改善については屢々本議会に於ても指摘せられましたので私共は常に調査検討を加えて之が改善の対策を研究致していますが現在に於ける本村々民の本病院施設に対する利用の度合や本村の医療施設の状況等からして、これと言う改善の対策がなかなか見当らないのであります。そこで本年度予算に於ては歳出に見合う才入の財源確保に努力することゝして種々検討を加えたのでありますがどう検討を加えましても才入予算が約二百万円不足致しますので已むを得ず一般会計から不足分を繰入れることゝして才入才出の均衡をとって予算を編成した次第であります。

尚、本年度予算は各予算ともに通年予算の強い方針の下に予算の編成を致しましたが国及本県の予算が現在国会や県議会に於て審議中でありまして、その内容が充分に判明致しませんので今後国や県の行政執行に伴う町村の必要な財源や年度中途に於てやむを得ない事由により新しく発生する経費或は節約してもなお不足する経費については、新しい財源の確保に努力して追加或は更生予算を計上して村政の円滑な発展に最大の努力をする覚悟であります。

以上昭和四十年度に於ける村政執行に対する私の考え方や施策の方針及その大要について申し上ますと共に提案致しました十一議案の概要について御説明申上ましたがいずれの案件につきましても言うは易く、之を実際に行うことはなかなか難しいのであります。猶又予算にもられた計画以上の実績を挙げますことは極めて困難なことでありますので私は部下職員と共に渾身の力を合せて村民各位の信望に応えたい所存であります。

特に昭和四十年度は新産都市事業実施の第一年目の歳であり、本村に於ては農業構造改善事業実施の第一年目の歳でもありますので村議会の特別な御指導と御協力を切にお願い申上ますと共によろしく御審議決定の程をお願い致します。

迫之内黒木芳雄君のビニールハウスのパインアップル

お知らせ

三浦旭さんが永年本村消防団長としての功績により、今回「藍綬褒章」をうけられました。

まことにおめでたいことで心からお祝詞申し上げます

昭和四十年度 早期水稲栽培推進要領

一、推進の目的

早期水稲栽培を推進し水稲の生育期間短縮による安定増収、水田裏作としての換金作物の導入による所得増大、及び飼料作物栽培による畜産主軸営農確立等、農業近代化をはかるためにも栽培面積の拡大が必要であり積極的に推進する。

二、推進目標

二〇ヘクタール（九月末収穫のものを含む）

三、重点推進事項

Ⓐ集団栽培

(イ)苗代は集団で基準通りの肥料で

(ロ)共同管理、共同防除で手間をはぶく

(ハ)品種の統一、肥料の統一でみんな増収

Ⓑ安定栽培の確立

(1)耕種基準を守ろう

(イ)標準肥料で適期にまこう

(ロ)厚播きをさけ苗代面積をひろげよう

(ハ)早目に発芽を揃えて除紙を短かい苗で早植えしよう

(ニ)土地に合った品種を使おう

(ホ)ヒエの防除は徹底的に

(2)適期一斉防除

(イ)イモチ病は先手々々に防除しよう

(ロ)ヴイルス病は一斉防除で

(3)産米改善

(イ)よい種子の奨励品種を作ろう

(ロ)混じりのない揃いのよい種子にかえよう

(ハ)生青米がはいるよう早刈りしよう

(ニ)天候に応じて乾燥調整を上手にしよう

(4)あと地の集団利用

(イ)出来るだけ早くすき起こそう

(ロ)飼料作物を作って畜産も伸ばそう

(5)耕種指針の設定

(6)推進の方法

(イ)生産組合長会の開催

(ロ)推進大会の開催（寺迫）

(ハ)講習、講話会の開催

(ニ)直播栽培の推進

(7)其の他

(イ)試作圃の設置

西南一八号　羽坂

こしひびき　寺迫

国系糯五七号　寺迫

(ロ)集団栽培モデル部落設置　二ケ所